



## 住民が主体となってサービスを提供する団体に補助します

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう地域住民が主体となってサービス（介護予防・日常生活支援総合事業サービスB）を行う団体に対し、補助金を交付します。

### ●補助対象団体

次の条件を満たす住民主体で構成された団体、社会福祉法人、NPO 法人

- ① 市内で活動する団体で、構成員3人以上であること
- ② 1年以上の活動実績を有すること
- ③ 構成員が介護予防サポーター養成講座修了者であること

※直近の介護予防サポーター養成講座を受講する場合は可とします。

### ●補助対象サービス

要支援1・2の方、事業対象者（基本チェックリストにより該当した者）に次のサービスを提供する場合に、補助の対象となります。

#### ① 訪問型サービス

掃除、洗濯、買い物代行、ゴミ出し、電球の交換など

※1回の所要時間が概ね1時間以内、1月の回数が4回程度

#### ② 通所型サービス

介護予防に資する体操等を取り入れた通いの場の開催

※1回の開催時間が概ね2時間以上、1月の開催が2回以上



### ●補助額

要支援1・2の方及び事業対象者の利用人数に応じ補助金を交付します

- ・1団体 100,000円/年額
- ・1団体 150,000円/年額（利用人数が10人以上の場合）



### ●補助対象経費 ※主な対象経費。食糧費は対象外とする。

報償費	講師への謝礼、ボランティア団体等の活動に要する謝礼金
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品の購入費
燃料費	通所型サービスの送迎に要する燃料費
印刷製本費	チラシ、ポスター又は資料の印刷費
保険料	損害保険料